

「医療的ケア」とは...

先日の朝日新聞に「在宅 ALS 患者の吸引」に関する記事が載っていた。在宅生活支援に出向くヘルパ - も吸引できるように、非医療従事者でも、対象者の限定、実施条件を付けて可能にする方向で厚生労働省が検討中というものであった。

養護学校における医療的ケアを必要とする子どもの問題もあり、私もいわゆる「医療的ケア」については強い関心を持ち続けている。このことを考える上で、以下のことをまず私なりに整理した。

「医業」は医師による業務独占である（医師法第 17 条）。「医行為」とは、医師の医学的判断及び技術をもってするものなければ、人体に危害を及ぼす恐れのある行為と考えられる。それが医療行為かどうかは、「社会通念に照らして個別に判断されること（総務庁 1999）」で、その範囲は必ずしも明確でないようである。

また、看護師の業務も業務独占（保健師助産師看護師法第 31 条）」で、患者の療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とすると定められている（同法第 5 条）。診療の補助は云うまでもなく医師の指示の元で実施できますが、療養上の世話（援助）は、看護師の判断で実施できるようです。

次に「医療的ケア」という用語は、「医療行為」とは異なり、「その本人が自宅その他の場所で日常生活を送るために、本人もしくはその家族が行える範囲の医療行為（林 2001）」というように、慣例的に用いられている用語のようです。

つまり、上記を参照しながら、具体的に吸引を例にとれば、「その本人が自宅その他の場所で日常生活を送るために」必要な吸引が、「本人もしくはその家族が行える範囲の医療行為」同様、日常、介護保険制度の契約で生活支援に来てくれるヘルパ^o - も「行える範囲の医療行為」にならないかという問題とも解釈できます。

医療従事者（医師、看護師）団体の「本人その家族以外が実施するには問題」という慎重意見。当事者や家族団体の中には、「ぜひ、可能にして欲しい」という意見がある一方、

「派遣看護師の絶対数が足りないからと、医療従事者からいくら指導・訓練を受けるとはいえ、在宅等での自分達への医療は非医療従事者（ヘルパ^o - ）に任せたくない。我々自身の医療の問題は、そうした曖昧なものか！単に問題のすり替え！」との意見の方もいます。現状論から現実的対応も必要であるが、曖昧にしておくこともどうかと思い、私は、もう少し思考したい。